

告示第 126 号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により, 下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達する。

なお, 当該書類は市長が保管し, 受領権限を有する者にいつでも交付する。

また, この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは, 当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年 8 月 31 日

館山市長 森 正



記

No	納税義務者	書 類 名	備 考
1	FERNANDO BOTHALAGE DONALD HERMAN RAMESH	令和8年度市・県民税(普徴)1期 督促状	
2	羽山 和謹	令和8年度市・県民税(普徴)1期 督促状	
3	克己鉄工 株式会社	令和7年度市・県民税(特徴)5月分 督促状	